（登記識別情報の通知）

**第七条**　登記官は、第四条又は第五条の規定による嘱託に基づきこれらの規定による登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を福島県知事に通知しなければならない。

２　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた福島県知事は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（法務省令への委任）

**第八条**　この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

**附　則**

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　菅　義偉

---

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十二日

内閣総理大臣　菅　義偉

---

**政令第七号**

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「歳入徴収官等が、その所掌に属すべき債権でまだ同項に規定する帳簿（以下「債権管理理簿」という。）に記載され、又は記録されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　歳入徴収官等が、その所掌に属すべき債権でまだ法第十一条第一項に規定する帳簿（以下「債権管理理簿」という。）に記載され、又は記録されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合

二　歳入徴収官等が、国の施設への入場者から徴収することとされている料金に係る債権（当該入場者に対するものに限る。）について、当該料金を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として各省各庁の長が指定するものにより立て替えて納付されるものであることを確認した場合

第九条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

**附　則**

この政令は、令和三年二月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

---

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十二日

内閣総理大臣　菅　義偉

---

**政令第八号**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「令和三年一月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、令和三年二月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

---

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十二日

内閣総理大臣　菅　義偉

---

**政令第九号**

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十五条第二項及び附則第十四条第三項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

**第一条**　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「平成三十年度」を「令和三年度」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改める。

附則に次の一条を加える。

（令和元年度の確定負担調整基準額）

**第十四条**　令和元年度の法附則第十四条第三項に規定する政令で定める額は、六万六千八百七十七円とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

**第二条**　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和元年度の確定負担調整基準額）

**第十二条**　令和元年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める額は、六万六千八百七十七円とする。

**附　則**

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉